

放送コンテンツの海外展開における実演家の放送実演に係る 権利処理ガイドライン

海外番販に係る権利処理円滑化ワーキンググループ

1. 本ガイドラインの目的・位置付け

本ガイドラインは、放送コンテンツの製作に係る関係者（ここでは、実演家及び放送事業者の双方を指す。）が権利者別の権利処理の実態を踏まえ、考え方を共有し、かつ普遍化することにより、放送コンテンツの海外展開の円滑化、迅速化に積極的に取り組み、もって市場拡大及び流通促進の指針とするものである。

本ガイドラインに基づき、実務面での協力を促進することにより、放送コンテンツの海外展開から、権利者に適正な対価が還元され、権利者をはじめとする放送コンテンツ製作に係る関係者のインセンティブを高め、より良い放送コンテンツの創造に資することを目的とする。

なお、本ガイドラインは、実演家の放送実演に関する権利処理を対象としたものであり、その他の著作権等に関する権利処理に及ぶものではない。

2. 利用許諾の考え方

- ・ 実演家は、放送コンテンツの海外展開に際し、放送、有線放送、ビデオグラム化（市販商品又は貸与）、ネット配信（ストリーミング、ダウンロード等）、広告・宣伝等を目的とした利用（複数の組み合わせも含む）を許諾することを基本的に了承する。
- ・ 対象となる放送コンテンツ及びその利用許諾の詳細について、海外展開対象国の法制度や経済事情等に鑑み、放送コンテンツの海外展開を成立させるため、関係者は最大限の努力を払って協議を行う。
- ・ 利用許諾の諸条件について、既に権利者団体との取り決め等が存在する場合はそれに則り、取り決め等が存在しない場合は関係者で別途協議して定める。
- ・ 放送コンテンツの新たな利用形態が登場した場合、あるいは、既存の利用形態について疑義が生じた場合、その利用許諾の条件について関係者は別途協議して定める。
- ・ 放送コンテンツの海外展開における申請及び使用報告に際し、関係者はその内容を正確に記載するよう、かつ、迅速に許諾手続きが行われるよう最大限の努力を払うものとする。
- ・ 実演家の放送実演に関する権利処理以外の分野についても、当事者間の協議に基づく合意が得られれば、本ガイドラインの考え方を普及し、活用することを妨げない。

3. 使用料の考え方

- ・ 放送事業者は、放送コンテンツの海外展開での利用について、定められた使用料及び時期に則り、透明性を持った収支等の報告と使用料の支払いを真正かつ誠実に行う。
- ・ 放送コンテンツの海外展開における販売価格については、その利用の実態や規模だけでなく、海外展開対象国の経済事情等も勘案し、放送事業者は誠意を持って対応する。
- ・ 海外展開対象国の事情により、使用料の考え方を見直す必要が生じた場合、関係者は誠意を持って別途協議を行う。

4. 保護手段の考え方

- ・ 放送コンテンツの不正流通（違法流通）に対し、関係者は海外展開の成約時に実効性のある保護手段を採用することを、その許諾の条件とするよう努める。
- ・ 放送コンテンツの不正流通が発生した場合、関係者は真摯かつ迅速に対応する。
- ・ 本ガイドラインの目的を達成するため、関係者は放送コンテンツの不正流通対策に取り組むほか、特に海外展開対象国の制度上の問題への対処等については政府及び関係機関に協力を働きかけ、官民一体となって放送コンテンツの不正流通対策を推進することに合意する。

備考

放送コンテンツ

- ・ 本ガイドラインが対象とする放送コンテンツとは、放送事業者が、当初、放送を目的として製作したコンテンツのことを指す。

放送コンテンツの海外展開

- ・ 放送コンテンツの海外展開とは、放送事業者や放送番組販売事業者が、海外における利用のために、放送コンテンツを提供することを指す。

ネット配信（ストリーミング、ダウンロード等）

- ・ ネット配信とは、自動公衆送信装置（これと同様の効果を生じさせるあらゆるタイプの装置および配信設備を含む）を用いて、放送コンテンツを公衆からの求めに応じて自動的に送信することであり、放送と同時のストリーミング、オンデマンド型のストリーミング及びダウンロードを含む。海外展開対象国によっては、ネットによる同時配信は放送と分類されている場合もある。

ビデオグラム化

- ・ ビデオグラム化とは、あらゆる速度、大きさ、タイプのビデオ・カセット、ビデオ・ディスク、DVD、その他現在実用化されており、または将来新たに開発されて実用化されうる一切の形式、構造、素材の記録媒体に、放送コンテンツを録画することを指す。

不正流通（違法流通）

- ・ 放送コンテンツの不正流通とは、放送コンテンツについて権利者から許諾を得ずに行われる流通を指す。

保護手段

- ・ 放送コンテンツの不正流通を防ぐために講じられる技術的な手段のことであり、現在実用化されており、または将来新たに開発され実用化されうる一切の手段を含むものとする。